

青森大学
学外活動指針

令和6年1月30日

1.学外活動の安全対策

学外活動とは、学外で実施する教育活動を指し、部活動・サークル活動・授業などにおける活動や調査の移動・滞在（海外渡航を含む）などを対象とする。

不測の事態に備え、参加者の人数に応じて十分な人数の引率者を伴い、常に余力を残した活動に留める必要がある。

大学の外の対人・社会関係においては、そこでの人や物も目的活動のために存在するわけではない。それゆえ、基本的には対象地の既存の人間と社会に入っていくので、対象地の人間関係を乱さぬよう相手を慮り、社会ルールを尊重すること。

対象地の社会に入るということは、どのような傷病も損壊物も当該社会への損害となり得る可能性がある。したがって、自身の経験を過信せず、安全確保、災害対応、健康管理、情報収集などを怠らないこと。

2. 学生引率の位置付け及び安全配慮義務について

- 1) 学生の自主的な活動や学外教育活動に対する指導・助言を行う協力者である。
- 2) 学外活動時の安全確保及び事故対応等大学側との連絡調整役である。
- 3) 学外活動中の事故については原則的には責任を負わない。
- 4) 持病のある学生については、予め参加の可否について相談する。
- 5) 軽い身体的不調に備え、最低限の常備薬等は持参する。
- 6) 参加者に対して学外活動に関する事前指導、ガイダンス等を実施し、その中で学外活動における安全・健康管理、事故防止・対応を周知徹底する。

計画された活動内容や活動中の行動が大学生としての規範を逸脱しないように指導助言をすること、事故防止のための配慮・助言及び事故発生を把握した際に必要な諸連絡を行っていただくことなどであり、原則的に活動中の事故責任は問われません。

3.学外活動で宿泊を伴う際の注意

- 1) 学外活動中は学生の飲酒を禁止とする。
- 2) 定期的な点呼を行う（朝と夜は必須）。
- 3) 門限の厳守徹底（宿泊先からの夜間外出をさせない）。
- 4) 留学生がいる場合、当該留学生と相談の上、緊急時における保護者との連絡方法を確立しておく。
- 5) 参加者に障がいなどの配慮を有する学生がいる場合、学外活動において配慮すべきことを検討し、その対応に関して準備しておく。

- 6) 貴重品管理の呼びかけ。
- 7) 宿泊先や一般宿泊者に迷惑となる行動を行わないよう指導する。
- 8) 移動の際に、引率者が運転業務を行う場合は、飲酒を控える。

4.活動中の事故対応について

1) 事故発生時は、学生の生命確保に対する処置を最優先とし、以下の確認又は指示を行ってください。

- ・ 負傷者の有無及び負傷状態の確認
- ・ 適切な応急処置
- ・ 医療機関への連絡又は搬送

2) 事故発生時の連絡優先順位は以下になります。

① 応急手当・安全確保のための連絡

【救急安心センター事業】

「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」判断にためらう時は、医師・看護師等の専門家に電話で相談できるものです。

- ・ 救急安心センター事業(# 7119)

② 各所属キャンパスの事務局

【各キャンパス電話番号】

- ・ 青森キャンパス (017-738-2001)
- ・ 東京キャンパス (03-6261-6399)
- ・ むつキャンパス (0175-31-0044)

※参考)

九州大学 教育における安全の指針～学外活動編～ (第2版)

弘前大学 課外活動団体顧問のためのハンドブック